

## 委 員 長 報 告

平成28年6月15日の本会議において設置されました第2次田辺市総合計画調査特別委員会は、平成29年度を初年度とした今後10年間のまちづくりの基本指針となる第2次田辺市総合計画の策定の重要性を鑑み、これまで7回にわたり委員会を開催し、第1次田辺市総合計画の評価報告を受けるとともに、本市の現状と課題を踏まえ、第2次田辺市総合計画（案）が、まちの将来目標やまちづくりの基本方向の考え方として適正であるか、今後本市が目指すべきまちづくりにふさわしい計画であるか等、当局から説明を聴取しつつ、さまざまな観点から鋭意議論を重ねてまいりました。

その主要な点については、以下のとおりであります。

平成19年度を初年度とする第1次田辺市総合計画では、「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」の確立を目指したまちづくりが進められ、市町村建設計画に登載されている事業の着実な実施を初め、産業力の強化、文化力の向上、地域力の充実による新たな価値の創造や地震・津波・集中豪雨等への対策の強化が図られてきました。

今回、当委員会が説明を聴取してきた第2次田辺市総合計画（案）は、これまでに築き上げたまちの基盤の上に立って、地方創生に向けた施策の推進、また南海トラフ地震等に備えた強靭な地域づくりなど、攻めと守りのまちづくりを中心として、今後10年で田辺市がさらに飛躍するための基本指針となっています。

基本構想において、まず、まちづくりを進める上での取り組みの基本姿勢となる「まちづくりの理念」では、第1次田辺市総合計画の理念を継承し、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を取り組むとされています。

次に、「まちの将来像」では、一人ひとりが豊かな自然や歴史・文化、そして、その中で育まれてきた田辺らしさを大切にしつつ、一人ひとりの活動を地域の高まりにつなげ、世界と価値を共有し、未来へつながる持続可能なまちづくりを進めることとし、「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」と示しています。

また、「まちの将来像」の実現に向け、「人」「活力」「安全」「希望」「安心」「快適」の6つの政策をまちづくりの基本方向とし、基本計画においては、具体的な施策の方針や展開等を総合的かつ体系的に示し、その中で、「将来あるべき姿」「指標とその目標」などを掲げています。

こうした体系的な政策・施策のもと取り組む基本計画とともに、各政策にわたる横断的な施策の連携を強め、戦略的にまちづくりを進めるものとして重点プロジェクトを位置づけ、未来へつながる持続可能なまちづくりの担い手を育む「人材育成プロジェクト」を基本とし、これまでに築き上げてきた地域の質をさらに高める「価

値向上プロジェクト」、その魅力を世界に発信し、交流を推進する「発信・交流プロジェクト」、また、南海トラフ地震等に備える「強靭化プロジェクト」と市民の生活を支える「暮らし充実プロジェクト」の着実な推進を掲げています。

当委員会では、本市の基幹産業である農林水産業や商業等の衰退傾向、また山村地域のみならず中心市街地においても高齢化の進展が顕著になるなど、日々の生活における市民共助が厳しい状況等を踏まえ、基本計画における「指標とその目標」の設定に際しては、前回からの市民満足度等の上昇率のみを判断材料とせず、それぞれの施策分野ごとに実態を十分考慮した上でより高い目標数値の設定等を行うよう提言するとともに、各部署の十分な連携のもと計画実現を目指し、人口の激減に歯止めをかけるため、定住促進等、課題解決に向けた抜本的な取り組みがより必要であることを提言いたしました。

あわせて、第2次田辺市総合計画が、本市の10年後をしっかりと見据え、市民一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できる実態に即したまちづくりの指針として、そしてまた市民にも広く共有される田辺市総合計画となるよう強く要望いたしました。

最後に、当委員会において、これまで説明を聴取してきた第2次田辺市総合計画(案)は、この後、田辺市総合計画審議会における最終審議、審議会からの答申を経て、基本構想部分は議案として、基本計画及び重点プロジェクトは議案参考資料として次期定例会に提案される予定であります。

以上、委員長報告といたします。

平成29年3月24日

第2次田辺市総合計画調査特別委員会

委員長 佐井昭子

## 委員長報告

平成28年7月6日の本会議において設置されました市庁舎整備調査特別委員会は、築45年を超える本庁舎の老朽化と耐震性の問題及び津波の想定浸水域にある現状から、市庁舎として災害時においても機能を維持し、防災・災害復旧の拠点としての役割を果たすべき必要性を鑑み、当局から新庁舎整備に向けた考え方及び取り組み状況等について説明を聴取するとともに、南海トラフ巨大地震の発生も視野に入れた新庁舎整備に関する調査を行ってまいりました。

当局による市庁舎整備の検討については、平成18年度及び19年度に市役所本庁舎及び市民総合センターで実施した耐震診断において、いずれも必要な耐震基準を満たしていないことが判明したことに端を発し、さらには東日本大震災の発生を受けて公表されたマグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震を想定した津波の新想定において、両庁舎が想定浸水域に含まれたことから、耐震改修促進計画を一部改正し、平成32年度末までに重点的に耐震化を図る建築物と位置づけられました。

その後、平成28年1月には、「田辺市庁舎整備方針検討委員会」が設置され、7回にわたり整備方針について検討した中で、8月10日に同検討委員会から市長に対し答申され、同日その内容について、当局から当委員会に報告があったところであります。

その答申内容は、市役所本庁舎と市民総合センターの整備方針の検討結果について、津波・洪水の想定浸水域外で、かつ、中心市街地から近い場所に両庁舎機能を統合した新庁舎を早期に整備することを結論とし、また、庁舎移転後の利活用について、新庁舎の整備と平行して検討する必要があるとの意見が付記されたものであります。

これを受け、委員から、市街地での建てかえ要望があった一方、仮に庁舎を移転するのであれば中心市街地に縛られることなく、市全体を見た中で大きなまちづくりの視点から考えるべきではないかといった意見がありました。

次に、9月15日、「市庁舎の整備方針について」委員会を開催し、市長から新庁舎整備に係る施政方針説明がなされました。

市長からは、「これまでの庁内検討では、結論を導くことができなかった庁舎整備について、庁舎整備方針検討委員会による市民アンケート結果や調査資料、学識経験者の見解など、幅広い観点から検討されている答申内容を重く受けとめるとともに、市役所本庁舎と市民総合センターの両庁舎が、建築後45年を超え、老朽化が進む中、耐震基準を満たしておらず、しかも南海トラフ巨大地震の津波想定浸水区域にあり、この場所で浸水被害等を受けた場合には、災害対応拠点としての機能が失われるばかりでなく、来庁者や職員が救助の必要な被災者となること、また両庁舎に行政機能が分散していることによる効率面や来庁者の利便性等、これらのことと踏まえ、市として移転新築する結論に至った」との説明がありました。

また「庁舎移転候補地を複数選定するための調査委託料を計上しており、市民の

安全・安心に寄与することはもちろんのこと、中心市街地に配慮をしながら、庁舎を利用される方々の利便性が向上するような場所を求めていたと考えている。新庁舎の整備は、解決すべき課題が大変多く、長期にわたるプロジェクトになるが、スピード感を持って取り組んでまいりたい」と説明がありました。

これに対し、委員から、「具体的な庁舎建設のスケジュール及び予算規模について説明を求めたのに対し、市長から「移転新築の方向性を示したばかりで、スケジュール等の詳細についてはこれからとなる」また、総務課長からは、「建設事業費については、候補地を想定せず87億円から88億円と検討委員会に報告している」との答弁がありました。また、委員から、「中心市街地を経済的にも成り立たせ存続させるためにも、跡地にぎわいを創出できるものを考えてほしい」といった要望がありました。

その後、当委員会では、平成29年1月25日、26日に南あわじ市及び洲本市の庁舎視察を実施いたしました。

南あわじ市では、平成27年4月に新庁舎が開庁されております。前庁舎の問題点である「老朽化による安全面・維持管理の問題」「分庁舎方式採用に伴う課題」等を解消し、総事業費を抑えながら大規模災害に対して、災害対策・復旧復興拠点としての役割も担うため免震構造による高い耐震性の実現、市民サービスの向上と市政運営の効率化を目指した新庁舎のコンパクト化の実現に成功していました。

続いて、洲本市では、現庁舎は昭和38年建築であることから、耐震性の問題や設備の老朽化、バリアフリーといったさまざまな問題を抱えていました。新庁舎は、地上6階地下1階、延べ床面積は1万675平方メートルとし、機能移転後に現庁舎を解体し跡地に2階建ての立体駐車場を建設するとして進められていました。新庁舎の建てかえについては、「歴史的な観点」「中心市街地活性化の観点」「公共インフラの充実の観点」「防災拠点・津波避難ビルの観点」の以上4点から、現洲本市役所の周辺敷地での建てかえに至ったとのことでありました。

また防災面では、南海トラフ巨大地震を想定して地盤をかさ上げし、地下に免震層を設け震度7に耐えられる構造とし、2階から6階は約2千人収容可能な一時避難所としての活用を見込み、5階の防災倉庫には一時避難者3日分の物資を備蓄。非常用発電機・太陽光発電設備で3日から7日間稼働でき、飲料水・雑用水は7日分貯水できるとのことありました。

次に、3月22日に委員会を開催し、当局から、「新庁舎候補地選定調査の報告」を聴取しました。

まず、担当課長から、田辺市新庁舎候補地調査報告書（案）に基づき、候補地選定調査結果の説明があり、候補地の抽出に当たっては、「必要な敷地面積を確保できること」「津波・洪水の想定浸水域外であること」「中心市街地から近い場所であること」とし、JR紀伊田辺駅から最大徒歩圏域1,280メートル円内を基本としたA・B・Cの3カ所の候補地を抽出した上で、整備計画案を検討し評価したものがありました。

続いて、市長から「総合的に『安全性』『連係性』『利便性』の3点から、東山の候補地が優れている結果となった。津波・洪水からの安全性の確保だけでなく、

市民の安全・安心を支える災害対策拠点として、より一層の安全性を確保できることと、中心市街地区域との人や車の流れによる連係性が高く、にぎわいの創出につながること。また、徒歩や車でのアクセスはもちろん、移動手段を持たない方、高齢等の理由により運転免許を返納された方など、公共交通を必要とされる方にとって、各方面と路線バスでつながっているという大きな利点があることから、東山の候補地において、新庁舎整備に向けた取り組みを進めてまいりたい」との説明がありました。

これに対し委員から、報告では、候補地Cの東山の評価が最も高く、新庁舎整備に向け取り組むとの説明があったが、当候補地は、現在営業中の商業施設等の店舗敷地であり、通常は候補地としては考えにくい。どういった理由により候補地として抽出するに至ったのかただしたのに対し、「候補地の抽出に当たっては、必要な用地面積の確保が第一条件となり、市有地だけでは確保できないことから、店舗の営業等にかかわらず民有地での抽出を行った。当候補地は、現在、営業中の店舗敷地であることから、今後、建設予定地として進めていく上での大きな課題であると認識している」との答弁がありました。

これまで当委員会では、当局から、今後の市庁舎整備について説明を聴取してきた中で、庁舎移転の方向性が示されましたが、委員から、新庁舎整備を本市の今後のまちづくりにおけるグランドデザインとしての最重要課題に位置づけ、現庁舎の跡地利用についても周辺住民の理解を得ながら、中心市街地のまちづくりの観点からも、新庁舎整備と一体的に取り組まれるよう意見がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成29年3月24日

市庁舎整備調査特別委員会

委員長 陸 平 輝 昭